

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第2回審査)

(令和3年9月28日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第2回審査)

○開会の日時 令和 3年 9月28日(火) 午前11時50分開議
午後13時00分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	富岡幸夫	副委員長	佐々木 肇
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦弘樹	”	東 健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	斉藤孝昭	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	岡崎健吾
”	原田敏匡	”	佐々木隆徳
”	浅利竹二郎	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副	市長	川西伸二
教	育長	阿部謙一
公	営企業管理者	村田尚
総	務部長	吉田真
総	務部理事市長公室長	千代谷賀士子
企	画政策部長	松谷勇
財	務部長	吉田和久
財	務部税務調整監 政策推進監	樋山政之
民	生部長	杉澤一徳

福祉部 健康づくり推進部長	藤島 純
健康づくり推進部長	中村 智郎
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅原 典子
経済部長	立花 一雄
都市整備部長	中里 敬
建設技術部長	小笠原 洋一
川内庁舎所長	木下 尚一郎
大畑庁舎所長	伊藤 大治郎
脇野沢庁舎所長	工藤 和彦
会計管理者	野藤 賀範
教育部長	角本 力
上下水道局長 民生部理事	中村 久
総務部総務課総括主幹	葛西 信弘
総務部防災安全課長	古屋敷 均
企画政策部エネルギー戦略課長	一戸 義則
財務部財務課長	石橋 秀治
財務部財務課資金企画室長	菊池 円
財務部税務課長	飯田 啓太郎
財務部財務課主幹	立花 幸一
総務部総務課主任主査	畑中 佳奈
企画政策部エネルギー戦略課 主任主査	佐藤 純也

○事務局出席者

事務局長 佐藤 孝悦	次 長 中野 敬三
総括主幹 櫻田 誠	主 幹 堂崎 亜希子
主任主査 井田 周作	主 任 浜端 快

(午前 11時50分 開議)

○委員長(富岡幸夫) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日の審査は、むつ市使用済燃料税に関する進捗について及び使用済燃料中間貯蔵事業に関する現状について、前回報告を受けました7月15日以降の経過と現状について確認し、質疑応答を行うことといたします。

これより審査を行います。本日はまず理事者側より説明を受けた後に各委員からの質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

ここで、質疑の方法についてお諮りいたします。本日の審査における質疑につきましては、会議規則第116条ただし書の規定により、1人3回までといたしたいと思っておりますが、このことについてご意見願います。山本留義委員。

○委員(山本留義) 前回の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会の場合は、付託事件が1つでありました。使用済燃料中間貯蔵施設に関する特別委員会は付託事件が3つでありまして、できれば私もこれに関してはいろいろ質疑したいので、1つずつ質疑を設けていただきたいと思いますけれども。

○委員長(富岡幸夫) ただいま山本委員より、質疑の方法についてお尋ねがありました。本日は、報告の内容に応じて区分すること、このことについてお諮りいたします。

委員皆様から、そのようにしたほうがよろしいかどうか、ご意見ありますか。区分することにご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) それでは、そのように区分して質疑を行うことといたします。

それでは、理事者側の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(吉田和久) それでは、むつ市使用済燃料税に関する進捗についてご報告いたします。

資料1、むつ市使用済燃料税に関する進捗についてを御覧願います。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。と存じます。

1ページ目を御覧願います。昨年3月にリサイクル燃料貯蔵株式会社がむつ市議会に対し、意見書の提出を通じて提示した4つの論点に関する協議状況についてでございます。各論点の協議状況としては、前回特別委員会でご報告した内容から大きく変更はございません。

1点目、「事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であることについて」については、前回特別委員会でご説明しましたとおり、現状としてはリサイクル燃料貯蔵株式会社から担税力の議論について、細部を詰めるために必要となる具体的な計画が東京電力などから示されることを待った上で具体的な協議をさせていただきたい旨の申出を受けている状況でございます。

2点目、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること」については、リサイクル燃料貯蔵株式会社より財政需要の全27事業について、中間貯蔵事業の起因性や同社が負担する割合の設定について、一つ一つ確認させていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしているところでございます。

3点目、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること」についても同様に、リサイクル燃料貯蔵株式会社より、受入れ、貯蔵を課税客体とすることについて、財政需要と密接に関連するものであるため、財政需要の内容を確認させていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしているところでございます。

4点目、「青森県等の動向が見極められていること」についても、前回特別委員会でご説明しましたとおり、地方税法上の過重負担の要件により、リサイクル燃料貯蔵株式会社が懸念する担税力を上回る事態が起り得ないことであり、当市との協議の障害にはなっていないものと認識をしております。

前回特別委員会開催時と同様、赤枠で囲んでおります2点目、財政需要に関する論点と、3点目、課税客体に関する論点について現在協議を進めており、これまでの協議回数は31回、財政需要の確認事項への回答数は71項目となっております。これは、全27事業中16事業への回答が完了しているという状況であり、引き続き残りの11事業の確認事項へ回答するべく現在リサイクル燃料貯蔵株式会社からの確認事項の例示を求めている状況でございます。

2ページ目を御覧願います。前回特別委員会における委員の皆様との質疑を通じて整理された論点についてご説明いたします。

1点目、担税力の議論について。「事業者側から担税力の議論を保留してほしいという申出があったが、R F S社の資金構造上、新税の負担については貯蔵手数料に上乗せする形で実質的に親会社が負担するという基本的な考え方に変わりはないか」との質問に対し、「特定納税義務者はR F S社だが、その担税力は親会社とイコールになると認識。R F S社そのものの担税力を議論するときに親会社の担税力を議論することは不可欠である」との答弁を

させていただきます。

2点目、総務省との協議について。「法定外普通税における総務大臣同意要件をはじめ法的な要件、プロセスに問題がないことから、速やかに総務省との協議に進むべきではないか」との質問に対し、「リサイクル燃料貯蔵株式会社から、「新税を通じてしっかりと地元事業者としての責務を果たしていく」という納税の意思についての確約を受けている状況にあり、税率の協議に応じることはこれまでの信頼関係上必要なことだと認識しているため、まずは税率の協議を進めていきたい」との答弁をさせていただきます。

3点目、減免協議の期限設定について。「リサイクル燃料貯蔵株式会社からの要請で減免協議に応じているのにもかかわらず、これまで29回協議しても収支計画や金額など協議を収束させるための具体的な情報の提示がない。減免協議の期限を設定して進めてはどうか」との質問に対し、期限設定して議論を進めることは重要。参考にさせていただく」との答弁をさせていただきます。

4点目、事業開始の遅れによる影響について。「事業開始が遅れていることによる財政計画への影響は。また、地域振興が遅れていることに対してリサイクル燃料貯蔵株式会社に何らかの責任を取らせるべきではないか」との質問に対して、「当初の計画どおり事業開始していれば、これまでで約207億円の税収が得られていたという試算がある。市政発展のパートナーであるリサイクル燃料貯蔵株式会社に責任を取らせるということは考えていないが、事業開始の遅れが地域振興の遅れになるということを重く受け止めて進めていきたい」との答弁をさせていただきます。

こうした本特別委員会における委員の皆様との議論によって明らかになった論点について、リサイクル燃料貯蔵株式会社に伝えるとともに、財政需要をはじめ課税に向けた全体の論点を解消するべく継続的に協議を進めてまいりたいと考えております。

3ページ目を御覧願います。これまでの議論を踏まえて検討しました今後の方針についてご説明いたします。

リサイクル燃料貯蔵株式会社との協議について。まず、期限を定めて丁寧に議論を進めることとし、具体的には現在進めている財政需要の確認を10月末までに完了させ、その他の論点の協議を年内に完了させる方針としております。

そのことを踏まえ、総務省との協議については、年明けに開始することをめどに準備を進めることとし、リサイクル燃料貯蔵株式会社から税率案の提示がないなど協議が調わない場合は、現状の税率のまま総務省協議を開始す

る方針としております。

目指す方向性として、税条例に減免規定を設けていることから、市が実際に課税する税率の額は特例条例をつくることで後からでも定められる。

一方で、条例に効力を持たせ、税を徴収すること自体を確定させなければならぬため、先行して形式的な税条例成立のための総務省協議を開始するという方針で進めてまいりたいと考えております。

なお、国との関係につきましては、ご報告事項はございません。

むつ市使用済燃料税に関する進捗について、ご報告は以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 次に、資料２、使用済燃料中間貯蔵事業に関する現状についてご説明いたします。

１ページを御覧願います。リサイクル燃料貯蔵株式会社から事業開始時期について、令和３年７月21日に聴取した内容をご報告いたします。

現在原子力規制委員会において使用済燃料中間貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更認可、いわゆる設工認の審査中ですが、認可取得に当たり、これまでの審査の長期化や追加工事の発生等を加味し、工事工程に関する記載について変更する必要があるとのことでした。

具体的には、取得済みの事業変更許可を踏まえた工事工程の見直しであり、暫定的な事業開始時期の見込みが2021年度から2023年度に、また事業開始の見極め時期が設工認の認可後から保安規定の変更認可の見通しが得られた段階に変更となっております。

市といたしましては、工事計画上の変更とはいえ、事業開始が２年延期となったことは、市の新税や行財政計画へ多大な影響を与えることを認識してもらいたい、また事業開始に向けては、安全を第一に審査に取り組み、早期に事業開始時期を見極め、地域に示せるよう全社を挙げて取り組んでいただきたいとコメントしております。

２ページを御覧願います。設工認審査について、令和３年８月23日に聴取した内容をご報告いたします。設工認については、工期の長い工事への着手を早める観点から、２回に分けて申請されております。１回目の設工認申請は、令和３年２月26日に行われ、８月20日に認可を取得しております。主な内容は、外部電源の喪失や仮想的な大規模津波襲来に備え、電源供給を確保するための軽油貯蔵タンク、電源車、高台電源設備となっております。

次に、現在申請の準備を進めている２回目の設工認の主な内容についてですが、地震発生時に使用済燃料の受入れ区域の天井クレーンが金属キャスクに落下しないよう補強する工事となっております。これら設工認認可後の安

全対策工事の終了時期は、2022年度上期後半の予定と伺っております。

3ページを御覧願います。今回ご報告いたしました事業開始時期及び設工認審査の内容を踏まえて、事業開始までの流れを整理しております。現在進めている設工認の認可後に安全対策工事、安全対策工事の完了後に使用前事業者検査が行われ、検査完了時期は2022年度上期後半と見込まれております。その後事業者と立地自治体による安全協定を締結し、実際に金属キャスクを輸送、搬入し、最終使用前事業者検査を経て、2023年度に事業開始となる暫定的な見込みとなっております。

具体的な事業開始時期は、保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で市に検証可能な形でお示しし、見極めるとされております。

使用済燃料中間貯蔵事業に関する現状についてのご説明は、以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） それでは、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、まずはむつ市使用済燃料税に関する進捗について、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 新税に関して総務省との協議、R F S社の担税力等について質疑、要望いたします。

まず、むつ市議会で条例を議決しましてから、もう1年半がたっております。この期間を考えますと、私は明日にでも総務省との協議を開始すべきだと考えております。先ほど今後の方針として、年内にR F S社との協議を終了すると説明がありましたけれども、もうR F S社に対する説明は、既にし尽くしているのではないかというような思いをしております。なぜ年明けまで総務省協議を待つ必要があるのか、市長にお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

浅利委員からお尋ねがありました明日にでも開始すべきではないかということについては、私もそのとおりだと思っています。ただ、交渉に当たっているプロジェクトチームのメンバー、それからR F S社との信頼関係もありますし、この間何も進まなかったというわけではなくて、第一に納税の意思についてはしっかりと向こうから確約を受けている状況にありますし、また順次、なぜそんなことが必要なのかよく分かりませんが、財政需要と負担の割合ということのやり取りも進んでいるようでもあります。したがって、この交渉ということに意味がないわけではありませんので、しばらくは、しばらくはというか、年末までは私たちとしても交渉の進展をしっかりと見極めるとすることは必要なのであろうというふうに考えています。

まずは以上です。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 次に、担税力の件についてなのですが、R F S社の担税力について、過重負担にならないかというようなことについてありますけれども、これはどういうふうに分析しているのでしょうか。これまでの議論では、実質的に親会社の担税力、東京電力の担税力と考えておりますけれども、果たしてそれでいいのかどうか、私はちょっと疑問に思っているのですけれども、市長のお考えをお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

中間貯蔵施設へ搬入される使用済燃料は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所から搬出されるものという説明を受けておまして、貯蔵容量が限界に達しつつある同発電所が再稼働する際は、中間貯蔵施設への搬出が不可欠だと認識しております。そのことを前提に、中間貯蔵施設の事業開始と密接に関係している同発電所の再稼働によって親会社の収益がどのようになるのか、そのことと新税の関係が重要だと認識しているところでございます。

まずは、親会社の経営状況における担税力という点では、昨年6月19日開催の第5回使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会において報告させていただいたところですが、実質的に税負担する東京電力ホールディングスと日本原電2社の売上高に対する新税の負担割合をほかの使用済燃料税を導入している自治体と事業者の例を比較しておまして、おおむね同水準であることから、過重な負担とは言えないことをデータとともにリサイクル燃料貯蔵株式会社のほうにお示ししているところでございます。

また、東京電力ホールディングスが本年7月に発表しております経営計画、第4次総合特別事業計画では、柏崎刈羽原子力発電所が再稼働した場合の収支への影響額として、1基当たり年間約500億円規模の経常利益が得られる見通しとなっております。5年間で言いますと2,500億円の収益になりますので、この収益に対しまして、当市の新税5年間で93億円、割合にしますと3%ということでございますので、過重負担でないことは言うまでもないのだと私どものほうとしては認識しております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） R F S社は、今年の7月21日付なのですが、延期すると、貯蔵計画の変更届けを出しておりますね。これも何となく何回かのあれで、なし崩しに伸びていく可能性が否定できないのですけれども、い

ずれにしろどうしても使用済燃料の納入以前に新税の条例が発効できるよう速やかに新税を成立させるよう市長に強く求めておきます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 先ほど説明にもありましたけれども、この新税、条例で決めてからもう1年半、そして担税力その他も入れながら、減免の話合いにも応じますよという形で29回、30回の交渉を重ねてきたということですが、全く前に進まないということに対し、ちょっと親会社である東京電力の関係でお話をしたいのですが。この間に、皆さんよくご存じのように、東通村には5年間、30億円の多額の支援をすると発表されております。そういう形の中で、我々の事業に関しては、全くそういう税率すら示さない、こういう態度、姿勢、そういうことに対して市長はどのように認識、考えているのか、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

大瀧委員におかれましては、大瀧議長として、まずこの条例が成立した際に一緒にR F S社に行っていただいて、その条例の中身についての説明や私たちの思いを我々と一緒に伝えていただきました。そのときから大瀧委員のご指摘というのは、何でもともと自分たちで経営しているのに、税率も自分たちで言えないのかということや、交渉をやるときには、やっぱり期限を決めてやるべきだということや、ずっとご主張されていて、まさにふだん事業をして、ビジネスをやられている方の発想なのだろうなというふうに私は思っています。

そういう中で、今までなかなか交渉が結実をしていないと。進んでいないわけではないと思いますが、結実していないという現状に関して、今回は大瀧委員からのアドバイスも踏まえて、またあるいは委員の皆様からのご指摘も踏まえて、やはり期限を切って交渉していこうということに踏み切るという形にさせていただいています。そのことについては、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、今回東通村に、この間5年間で30億円の多額の支援ということと、私たちに対しては税率すら示さないということのその違いということについては、私としては事業者がどう考えて、どう行動するかということについて論ずるということは難しいです。隣の村にとってはいい話ですから、そのような足を引っ張るわけにもいきませんので、それは難しい話ですが、ただやっぱり東京電力ホールディングスと、それからR F S社で立地地

域の向き合い方、これが違うということには、本当にこれは理解に苦しむなというふうに私自身は思っています。

何しろ私たちの取組というのは、物すごくオープンにして議論を重ねているわけです。法定外普通税という地方税法を根拠にした振興策ということで、議員の皆様からご理解いただいて、可決成立をしているということでありまして、またある日突然5年間で30億円みたいな東通村の話とは違って、入ってきたら入ってきたものに応じて課税していくよという、全国で既に、ある意味事例のあるやり方で地域振興をお願いしているということだと思のです。ですから、今おっしゃっていただいたような疑問が、つまり隣村での対応の仕方と我々の対応の仕方というのが、むつ市の対応の仕方というのが異なると。それは一体どういうことなのだというふうな疑問が持たれないように、やっぱり立地を受け入れた私たちむつ市、むつ市民というものが納得できるような形にさせていただきたいというふうには私自身も考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今市長からの答弁がありましたけれども、私ちょっと疑問に感ずるのは、では我々が地域振興のために東京電力に行って、R F S社に行って、では地域振興のために幾らか何かできないのかと言ったときにどういう反応を示すかということも1つ疑問なのでありますけれども、先ほど市長も言いましたが、最初からこの財政需要の協議は、普通税で、どういう理由で査定しているかということなのですが、現時点ではむつ市の事業査定をするよう、これがどうなのですかと言われておりますけれども、事業査定自体、普通税であり得るのかと考えますけれども。そういう点、市長はこのR F S社が事業査定して、そしてその税率がどうだこうだということに対してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まさに普通税であるにもかかわらず、一つ一つの事業を査定するようなやり方ということに関しては、私は重大な不信感を抱いています。ただ、そのことについても、先方の言い分というか、そういうことと言えば、ステークホルダーである株主にどう説明するのかみたいな話はしているのですが、果たして株主がそういう説明を求めるのかということについては、私はかなり疑問を持っています。そういったことも踏まえて考えていっても、何かすごく不毛な議論で袋小路に入っているような交渉になってしまっているのです。目的税であれば、何の目的に使うからこういう事業を私たちはしたいと、そのために皆さんから税収をいただくことが大事です、

その負担割合はどうかということ、一々説明するかどうかはともかくとして、そういう説明は必要かもしれませんが、普通税ですから、そういうことではないということです。繰り返し私たちとしては説明をしているということをご理解いただきたいというふうに思います。

肝腎なのは、あえて申し上げますけれども、その一つ一つの事業がどうかということではなくて、実はもう地方税法で法定外普通税の要件というのが決まっていて、要件というか、総務大臣が認める要件というのが決まっていて、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重にならないこと。ここで言うと、住民の負担というのは、特定納税義務者のR F S社の負担が著しく過重にならないこと。地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、これもあり得ないことです。国の経済施策に照らして適当でないこと。適当でないことと言っているのです、適当であればいいということですから、ほかの自治体で課税していますから、適当でないはずがないということからいけば、これ出せば、総務大臣オーケーせざるを得ないのです。同意しなければならないと書いていますから、この要件に該当すれば。でも私たちがなぜこういう形で先方とのやり取りを今まで1年半にわたってしているかと言えば、まさに厚意なのです。これは、やっぱり誘致をした企業だということがあって、そうはいつでも信頼関係の構築をこれからさらに続けなければいけないし、核燃料という、いわゆるそういう物質を、危険と言われる物質を取り扱う会社なわけですから、市との関係はやっぱり正常でなければいけないという、そういう観点から私たちは交渉しているだけであって、本来はもうすぐに持っていてもいいということであるということはおえて申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 事業開始が2年延期ということになりました。やはりあと2年、また2年とか、いろいろな今まで長引いてきたこともありますので、できるだけ早めに税率を決め、そして2年後、我々の状況の中をちゃんと判断しながら決めていただければと、このように要望いたします。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 財務部長から説明がありましたけれども、これまでの協議が31回、そして27事業中16事業への回答が完了したと。そうすれば、また11事業がこれからということになりますよね。それが本年度中に今終わるといって説明がありました。果たして終わるのでしょうか。今大瀧委員の

ほうからもいろいろ質疑があったのですけれども、普通税ということでありまして、財務部長がプロジェクトのトップになってR F S社と協議を重ねていると思うのですけれども、私はこの議場、一般質問でも様々な中で、誘致したときの市民の思いを、自分は現状を見た思いを語ってきました。部長は、R F S社と協議する場合に、どういう思いで協議しているのかお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 部長は大変な思いで協議しています。というのは、部長が向こうからいろいろ言われてきて、それが理屈が通っていなければ、私からまたさらに言われますから、もう間に挟まって大変な思いをしています。それはこれから、私のことは言わなくていいのですけれども、R F S社のことはこれから部長から答弁があると思います。

今回、今もう一つ質問があったと思うのですが、協議が終わると思っているのかという話ですが、終わらなくても総務省協議に入ります。そのことは、明言をさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

協議におきましては、今おっしゃられたように、地域の思いというのは伝えておるところでございます。まず、平成12年にむつ市のほうから立地可能性調査を依頼したことから始まりまして、時系列に順次説明、るるさせていただいているところでございますし、平成20年には先代の宮下順一郎市長の際に新税の創設の検討をするということも説明しておりますので、今の交渉自体も、もともとその平成20年のときからこの新税というのはむつ市として、議会としても、地域の人もそのような思いで進められているのだというところで言うております。

また、この新税検討が東日本大震災において東京電力の復興の妨げにならないようにということで検討を中断したというのも伝えておりますので、バックボーンにつきましては、我々の地域の思いということはしっかり伝えておるところでございます。

また、すみません、前後するのですが、誘致、議会の議決を得るまでに市内の中で地域を二分した賛否の中で、いろんな議論があった中でむつ市がこの施設を受け入れるという覚悟、地域としてそういう受け入れるという強い覚悟の責任を持って進んでいるということは、常日頃先方さんのほうにはお伝えしているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今財務部長から、そういう思いで協議に当たっているということで、自分は本当に大変だろうと思うけれども、そういう意味でうれしく思います。

ただ、相手方もあることで、相手方は部長の当初の説明に対してどのような反応があるのか、もしありましたらお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） いや、もう部長にしてみれば、本当に前門の虎後門の狼というのですか、R F S社に行けばいろんなことを言われ、言われて戻ってくれば、私からさらにもっと言われて、大変な思いをしていると思います。

大事な、……私議事録しか読んでいないのですけれども、すごく自分で行きたいのです、私本当は。ただ、議事録しか読んでいないのですが、相手方に立地当初の思いがあるとは私は思えない。これは、はっきり言います、思えません。私たちのことを考えているかと。考えていないのではないかと思うことのほうが多いです。これは、部長からはそう言えないと思います。それは、だってまたあした行かなければいけないし、これからやらなければいけないので、部長からは言えないと思いますが、私はそう思います。これで本当にいいのですか。社長、何人替わったのですか。担当者何人替わったのですか。私たちは、替わっていない議員がいる。私もそういう思いを引き継いでこの市長をやっているわけです。そこは、やっぱりもう少し考えてほしい。これは、今議会での私の発言聞いてくれていると思いますけれども、私たちの立場に立って地域振興の一つの大きな施策として立地をしたという原点にR F S社は立ち返っていただきたいと、私はこのように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 次の協議事件でもう一度発言しますけれども、そういう思いをR F S社が感じなければ、自分たちが何ゆえに、先人たちがこのようなことでやってきたのか、浮かばれませんので、今後ともよろしく願いして終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 総務省の協議についてなのですが、先ほどの説明では年明けに開催することをめどに準備を進めるということではありますが、特にこの後に整理する論点あるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

すごくいいお尋ねだと思っていて、特にないのです、実は、もう論点整理

することというのは。というのは、あくまでも地方税法上の課題というのが過重負担の論点と流通に重大な障害があるかどうか等、国の経済施策に照らして適当かどうかと、この3点だけなのです。私も、省は違いますけれども、国のほうで法務、法制担当させていただいていましたが、仮にこれむつ市が持ってくると、もうほぼ何も論点がないという形になっているはずだというふうに私自身は考えています。ただ、その先に何があるのかということが私たちも不確定な要素がありますので、しっかりと顧問弁護士等に相談をして、法的に100%不備のない形で持っていけるようにこれからは準備を進めていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 今市長も法的なことと言われたのですが、新税を完全な形で成立させるためには、法的な整備も必要になるのではないかと思います。この後どのように整備されていくのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

条例を施行させるためには、繰り返しになりますが、総務省協議が必要となりますので、年内にRFS社との協議を終わらせ、年明けには総務省協議を経て早期に条例を成立させたいと考えているところでございます。

総務省協議で確認される大臣の同意要件につきましては、先ほど市長のほうからのご説明、お話があったところでございますが、付け加えさせていただきますと、特定納税義務者にとって過重負担とならないことが求められております。当市の条例は、減免条項を設けており、過重とならない税率で運営することが前提となっておりますので、この要件に抵触することはないと考えております。

仮にリサイクル燃料貯蔵株式会社のほうとの協議において担税力の見極めが年内にできない場合も考えられるところでございます。その際は、条例成立後にリサイクル燃料貯蔵株式会社の求めに応じまして、経営上の根拠の提示を受け、同社の担税力に応じた減免のための特例条例を別途また議案として上程してご審議いただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 新税は議会の意思でもあります。国との協議に早急に立ち向かい、速やかに成立させてほしいと思います。これまでコロナ対応、災害対応で非常にお疲れのこととは思いますが、市長を先頭にもう一踏ん張り

していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） また心配していた事業開始の延期ということで、一応2年後の延期ということではありますが、今回の2年の延期によって、市の新税や行財政計画に大きな影響があると、もちろんあると私自身も思いますが、市はどの程度の影響があると考えているのか。これまでの分も含めまして、試算等があれば、改めて答弁をいただきたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

前回の特別委員会におきまして、2010年度から2020年度までの固定資産税と使用済燃料税の試算額は、約207億円であるとお答えしたところでございます。今回の延期によりまして、2010年度から2022年度までの試算としましては、252億円の税収が得られる見込みがあったという試算をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 市にとって事業開始の見通しを示してほしいという意味は、何かもちろん早く操業してほしい、これは当然のことですけれども、早く始めることが市にとってどんな経済効果があるのか、その点について改めて答弁をいただきまして、またこのエフエムアジュール放送を聞いている市民の皆さんにお伝えしてほしいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 非常に重要な論点だと思います。まず、この核燃サイクルの事業というところからひもとけば、事業者が東京電力ということになると思いますが、にとって必要不可欠な事業、つまりこちらに使用済燃料を持ってきて再処理をすると、再処理したものをまた燃料として使うというその立てつけの中で、なくてはならない施設として考えられていた、当時。そのことを国が強力に後押しをしていた。私たち地域にとってみれば、ずっとむつ製鉄の時代から国策に協力をしてきたという中で、今回の中間貯蔵事業も受け入れることにした。むつ市にとっては、そうした受け入れることによって、本当に貧乏だったのです、むつ市というのは。それは、むつ市民がではないですよ。むつ市民がだと失礼な言い方になりますけれども、むつ市という主体は物すごく貧乏でした。これは、当時は佐々木肇議員が議長だったと思います、誘致したときは。物すごい貧乏で、どちらかといえば、もうあ

とこのままいけば夕張市のようになるという中で誘致をして、財政の再建を図った。今の時点でも、核燃料に関する、周辺からの交付金も含めて22億円の交付金を毎年国から受けています。そういったことがなければ、現状でもむつ市政というのは成り立ち得ない。いや、うまくいけば成り立つかもしれませんが、成り立ち得ない可能性もあるということなのです。

ですから、始めた当初は、これはやはり国も、それから事業者も、それからむつ市にとっても必要な欠かすことのできない事業でした。そして、何といても大事なポイントは、市民の生活にほぼ支障がないのです、これ、預かるだけです。というのは、原子力発電所のように、福島第一原子力発電所がいい例ですけれども、施設が爆発して住めなくなる地域ができるというような施設ではありません。ただ単に使用済燃料がキャスクの中に收容されて、それをコンクリートの厚い体育館のような箱の中に保管しておくだけです。仮にその中で何かがあったとしても、施設内だけで収まるのです、事故は。今の厳しい原子力規制委員会ですらそう言っているわけですから。それは、多分そのとおりなのだと思います。ですから、安全な施設だということも非常に重要なポイントなのだと思いますけれども、そうしたことを受け入れた。

その受け入れたときに肝腎なのは、その受け入れることによって得られる様々なメリットに加えて、事業を開始することによって得られるメリットというものもその当時からずっと考えていたということなのです。1つには、使用済みの核燃料の今議論している新税の話も当初からありました。もっといけば、そもそもキャスクが来れば固定資産税も徴収することができるようになります。今3,000トンの施設が出来上がっていますけれども、計画では5,000トンですから、残り2,000トン分の施設をさらに造ることによって、プラスの交付金が見られるということで計画をしていたわけです。造ることによって得られる利益ということについては、今すら欠かすことのできない財源になっていますが、操業することによって得られる利益というものについては、今のところゼロなのです。本当だったら、もう10年も前に稼働していて、この10年間、その利益を享受できる可能性があったということなのです。ところが、それがゼロだということをやっぱりRFS社、重く受け止めなければいけない。東京電力も重く受け止めなければいけない。そして、早くやらなければいけないということは、まさにそこがポイントでありまして、操業によって新税も含め、固定資産税も含め、次の交付金も含め得られるというような見通しが立つということでもありますので、そのことによって、例えば今日発表させていただいた給食センターが出来上がりますと、その後

給食の無償化という話もさせていただきました。そういうこともできるかもしれません。むつ市は、残念ながら、子供たちの医療費についてはなかなか踏み込んだ形での無償化ができていませんが、子供たちの医療費の無償化も、高い年齢まで実現できるかもしれない。

今ここまで財政頑張って、来週から75歳以上の高齢者の皆さん、公共交通機関無償化できます。これは、去年の議会で認めていただいた予算の中で「AGEHA」という新しいパスを発行して、川内からも脇野沢からも大畑からもむつ総合病院にただでバスに乗って来られるようになります、75歳以上になると。やっと合併のメリットも出てきました。でも、それが60歳でも65歳でもできるようになるかもしれない。介護の負担、保険料も安くできるかもしれない。そういったことが全てできないのです、今。ほかの自治体並みにまでまだっていないのです、私たち。だから、そういうことをしっかりと計画的にできるようになるためには、安全な施設ですから、早く操業していただくということが重要なのだろうというふうに私は思っていますし、そのことを私たち市当局も議会の皆様も、それからRFS社も理解をしていただきたいと。議員の皆様は、よく理解していただいていると思いますけれども、RFS社には深く理解をしていただきたいと、このように考えてございます。以上です。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 3回目ですけれども、先ほどいみじくも隣村の例にも触れましたけれども、まずもって誘致の前提は、あくまでも当時、今も変わりませんけれども、地域振興が第一前提だと思います。その後におきましても、前回の委員会で私は若干述べましたけれども、事業査定、物すごくこれは私違和感を感じています。することなすこと全て市で行うことは、地域振興が大前提であります。このことに対して査定するなんというのは、とんでもない話だと私自身は思っております。

相手があることでありますので、早期の事業開始、議会としても何とか達成すべきだと思います。国への働きかけなども含めまして、市としてもできることをすべきと思いますが、最後になりますけれども、市の考え、改めて伺います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 核燃料サイクルの事業や原子力発電、原子力に関する政策、エネルギー政策全体というのは、非常にこの10年ですか、福島第一原子力発電所での事故があって以来、様々な論点が矢継ぎ早に出されて、そして「もんじゅ」が廃止になったりとか、いろんな批判も多くなっているとい

うのが現実です。ただ、そんな中でも、むつ市は中間貯蔵事業というものを誘致したというその事実を私たち自身が重く受け止めて、一貫して応援して支援してきたはずなのです。そのことについて、私はぶれた発言は一回もしていません。そして、議員の皆様も同じだと思います。例えば今回延期しますが、じゃあいいよと、持って帰れと、施設なんか要らないと言ったことは一度もない。でもそのことをR F S社が自覚しないと駄目なのです、これは、東京電力が。こうやって私たちが地域で支えているからこそできるのだと。だとしたら、地域に何しなければいけないかというのは、すぐ分かるはずなのです。それを私は今佐々木隆徳委員からご指摘をいただきましたので、その答弁に代えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「委員長」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） まだ……次の、中間貯蔵に関することは……

（「この変更点はそこだから、お願いします」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） いいえ……

（不規則発言あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑については3回ということになっておりますので……

（「委員長、先ほど冒頭に私は付託事件が3つあるので、1つずつということで、初めは新税について皆さん質疑したし、私もそういう感覚で皆さんの意見を聞いていました。今新たに企画政策部長が説明したことに対しての質疑と私は思っていたので、そういうことで手を挙げました」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 大変申し訳ありません。一部そのように見受けられる質問もありました。区分けしてやりますので、企画政策部長の中間貯蔵事業に関する現状については、次の質疑で質問をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか、新税について。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

続きまして、使用済燃料中間貯蔵事業に関する現状についての説明に対し、質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 部長から2年ほど延びるという説明がありました。それで、2年延びることによって、市の行財政計画に多大な影響を与えるという

ことを認識してもらいたいということを市がコメントしたと。今後のそれに対しては、事業に関しては安全を第一に速やかにというような文言があります。まず、その行財政計画へ多大な影響を与えるということに対して、RFS社ではどういう答えがあったのか、1つ。

それで、事業開始が2年後の2023年の見込みという説明がされたのです。その内容は設工認で、軽油貯蔵タンク、そして電源車やクレーンなどの補強工事、安全協定、使用前検査に2年かかるということであります。もうこの設工認は前からでありまして、私に言わせれば、そもそも六ヶ所再処理工場、そして柏崎刈羽原子力発電所の再稼働のスケジュールに合わせるように、恣意的にそのような行動がされているのではないかと私は思うのですけれども、そういうことであれば、地元本当に信頼されなくなるのです。先ほど市長が、市長も含めて私どもは、一貫してこの中間貯蔵を成功させるために前向きに考えていると。私は特にそうなのですけれども、そのようなことであれば、大変なことになります。市の行政の見解、もしありましたら、お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

初めに、2年間先延ばしになる際、その際にリサイクル燃料貯蔵株式会社様のほうから詳しくその理由を確認させていただいております。まず、当初想定していた事業変更許可の審査期間、ここがまず1年半長期化してしまったことから、今後行われます設工認の審査も1年半以上長期化する見込みであること、ここでまず1年半延びるであろうということでございました。また、さらに冬期間に船舶の輸送制限というものがございまして、その点を考慮すると、やはり2年程度事業の開始時期が遅れる見込みであるとの説明を受けております。その際に私どもからは、やはり早期に事業開始時期を見極め、地域にその開始時期を示して、今後の審査等に対しては真摯に取り組んでいただきたいということをお話ししております。

また、付け加えては、先ほど行財政運営計画に多大な影響を及ぼしているということもお話しさせていただいた際に、リサイクル燃料貯蔵株式会社様のほうからは、今後も真摯に審査のほうに取り組み、そして地域のほうに少しでも早く事業開始時期を示せるよう努力いたしますという言葉をいただいております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 実は、私、皆さんも感じていると思うのですけれども、

昨年暮れ以降から福井県の使用済の動き、それが2年ぐらい延びると。そしてまた、六ヶ所再処理工場、柏崎刈羽原子力発電所、その辺の新聞報道を見ても、何かそれに合わせているような、自分だけかも分かりませんが、気がするのです。皆さんどうか分かりません。そういうことであります。先ほど2年間の財政需要も聞きました。この10年間の財政需要も私の一般質問の中でも聞きました。その中で、この文言が、彼たちが、R F S社が使っている文言、全然変わってきているのです。最初は、R F S社の事業開始の見極め時期について、設工認が終われば明確になると言っていたのに、今度は保安規定が終わったらに変わったと。必達目標という言葉も昔はありました。今は保安規定が終われば見極めるというような言葉は、私はどうしても信じられないのです。

先ほど市長が答弁の中で、R F S社の社員が替われば、もうおさらば、関係ないという発言もしています。私もそう思っているのです。私どもは、この事業から逃げることはできないのです。そういうことを考えれば、やっぱり大志はですね、当時の思い、むつ市がR F S社にかける思いを絶対発言してほしい。そういう意味では、その発言にだまされたくもないし、信用ができるような発言をしてほしい。その辺について、市長はどのような受け止めをしているのか聞かせていただきたいと思えます。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そもそも私が就任して以来、何回か延期がありました。恐らく3回目か4回目のときに、こんなことやって意味ないでしょうという話をさせていただきました。というのは、もうルーチンなのです。この年末だと思のですが、年末ぐらいに私のところと副知事のところに行って、すみません、できませんと、いついつまでにしますと。それがもう3回目、4回目になった。そんなことをいつまでやったって何の意味もないでしょうと。むしろそうやって、ある意味、結果的に、そのときは本当はできると思ったのかもしれませんが、結果的にできもしない目標を立てて、公にプレスがいる場で私や副知事に言うということは、毎回あなたたちの信頼を落とすのですよという話をその場で私はさせていただいたというふうに記憶しています。ですから、その後は、ちゃんと本当に実現可能な期間設定ができるまでは、そういうことは言わないでいいと。むしろ逆に私たちのところにいつまでにやるからというふうなことも必要ないし、できなかったからといって謝る必要もないという話を私はさせていただいています。

その後、結論、結果的には彼らがいつまでやりますということを言いに来

たということもありませんし、それが仮に工事計画上いついつまでにやりま
すと言っている、それはあくまでも暫定的な期間だという言い方をずっと
しているのです、R F S社は。ですから、今の話の前提として、2年間の延
期ということそのものすら決まっていないうのが現実だと思います。そ
れでいいのかどうかという話なのです、多分。それでいいのかどうかとい
うと、それはやっぱりいろんな要素があって、できるかできないか分からな
いことだとはいえ、事業者として、いつ事業をするかということはある意味公
に言えないという状況が続いているということは、特殊な環境にある、ある
いは異常なことだということの自覚はやっぱり持つべきだというのは山本委
員のご指摘のとおりだと私も考えています。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

（「委員長、要望よろしいですか」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 要望。次回の内容について、これから伺いますので、
要望はそこで一緒にできたらお願いをいたしたいと思います。

以上で本日の報告に対する質疑を終わります。

最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、このことについて
ご意見等ある委員の発言を願います。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） この件については、非常にむつ市の将来50年先、そして
私たちの子供、孫の代まで重要なこととございます。そして、できれば今ま
での経緯、そして今後のスケジュール、そしてその他いろいろ私たちも聞き
たいことがございます。会社側から、どうかこの委員会に出席をしていただ
いて、参考人としてお聞きしたいことがたくさんありますので、委員長には
どうかそういう形で会社側に出席できるよう要請していただきたいと、この
ように要望いたします。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） なければ、ただいま大瀧委員が述べられました方向で
正副委員長で協議をし、そのような形にいたしたいと思います。

そこで、次回の審査につきましては、定例会閉会予定日であります10月22日
をめどに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 最終日に特別委員会を開催するということで、今了解を
得ました。そのときに、私どもR F S社を参考に呼ぶということなのだけ

ども、そのときに委員長としては市長部局をどのような形で対処するつもりですか。

- 委員長（富岡幸夫） 正副委員長で協議いたしたいと思いますし、決定事項については、議長から当事者へ文書でお願いをするということになると思います。これまでは、理事者側からお話を聞いたと、聴取をしてきたということとありますが、ただいまの大瀧委員の発言によりますと、議会独自でということとありますので、私もそのような思いはあります。議員の皆様にも一度お諮りいたしたいと思いますが、当事者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社から参考人としてこれまでの経緯をお聞きするというような形にさせていただきたいと今は思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（富岡幸夫） ご異議がないようでありますので、そのようにいたしたいと思います。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

（午後 1時00分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 富岡幸夫